

市県民税などの申告は3月15日火までです

忘 れずに申告しましょう

令和4年1月1日現在、仙北市にお住まいの方は、仙北市に前年中（令和3年1月1日から12月31日まで）の収入状況を申告しなければなりません。申告書用紙は1月下旬から税務課、各市民センター・各出張所の窓口へ備え付けますので、3月15日（火）までに申告してください。

なお、2月4日（金）から3月15日（火）まで10・11ページに掲載の日程表のとおり申告相談日を設けますので、ご利用ください（この期間中は、**税務課、各市民センター・各出張所の窓口では受付を行わないのでご注意ください**）。

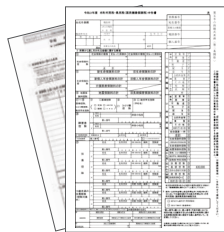
必要な資料をご準備ください

申告相談は本人の自己申告を元に申告書の作成、相談に応じるものです。必要な資料などをお持ちいただけない場合には、申告書を作成できないことがあります。

農業・営業・不動産収入がある方は、「収支内訳書」をあらかじめ作成してから、会場にお越しください。作成されていない場合は**申告相談をお受けできません**。

申告書などの用紙について

各庁舎・各出張所の窓口にて1月25日（火）以降備え付けますのでご利用ください。市町村民税・県民税（国民健康保険税）申告書、医療費控除の明細書については仙北市ホームページ（https://www.city-semboku.akita.jp/citizens/dl_service/zeimu_minzei.html）からダウンロードすることもできます。



申告が必要な方

給与や年金※のほか、農業や事業を営んでいる方や、家賃・地代・小作

料・受取保険金・譲渡所得（土地、家屋を売った）などの収入がある方は申告をしなければなりません。
※**公的年金等に係る確定申告不要制度**
公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ**公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下**である場合には、税務署への確定申告は不要ですが、**市県民税の申告が必要**ですのでご注意ください。

収入がまったくない方も申告の必要があります

申告しないと、公営住宅入居・児童手当・保育園入園・公的年金・事業資金の融資などの申請に必要な住民税の課税・非課税証明書の交付や、国民健康保険税の軽減制度が受けられませんのでご注意ください。また、非課税年金（障害年金、遺族年金など）受給者についても申告が必要です。



次のいずれかに該当する方は原則市県民税の申告は必要ありません

- 1 税務署へ確定申告書を提出する方
 - 2 1か所からの給与収入のみの方で、そのほかに収入がなく、勤務先で年末調整を済ませた方
 - 3 公的年金収入のみの方で、令和3年中の収入が148万円以下の方
 - 4 **公的年金収入のみの方で、令和3年中の収入が400万円以下で、年金保険者へ扶養親族等申告書を提出済みであって、配偶者控除または扶養控除以外の控除がない方。**
- ※ただし、各種控除の適用などを受けようとする方は除きます。

農業や事業を営んでいる方へ

農業や事業を営んでいる方で青色申告をされている方については、直接税務署に申告してください。

申告相談に持参するもの

- 1 申告する方全員のマイナンバーがわかるもの
マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー付き住民票のいずれか
 - 2 申告する方全員の本人確認・身元確認ができるもの
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、障害者手帳など
 - 3 収入額などを証明するもの
給与所得者や年金受給者は、源泉徴収票などの収入が明らかとなるもの
農業所得を含む事業所得者は、収支計算書、領収書や帳簿類
その他の所得がある方は、収入額を証明するものと必要経費がわかるもの
 - 4 各種控除の適用を受ける際の証明となるもの
(例) 健康保険料、健康保険税、国民年金保険料、介護保険料の領収書など
生命保険料、地震保険料などの控除証明書
障害者手帳、学生証などの証明書
福祉事務所が発行する認定書（寝たきりなどによる介護を要する方）
医師などが発行する証明書（おむつなどを使う必要がある方）
寄付金の受領証など
- 令和3年分の確定申告から、医療費控除を受ける場合には、「**医療費控除の明細書**」の提出が**必ず必要**となります。「医療費領収書1枚」1ことでは



なく、「**医療を受けた方**」、「**病院（薬局）**」ごとにそれぞれ1年間分まとめて、**医療費控除の明細書に記入して会場へお持ちください**。

今回の広報に1部折込んでありますのでご利用ください。記入欄に不足が生じる場合はコピーしてご利用ください。

従来の医療費領収書の提示で控除を受けることはできませんのでご注意ください。

加入している保険者から交付となった医療費通知書を使用する場合、通知書の内容を確認して記載となっていない医療費については領収書を確認のうえ、医療費控除の明細書へ記入してください。

e-Tax「利用者識別番号」がわかるもの（取得されている方のみ）

税務署から送付された「確定申告書用紙」または「確定申告のお知らせ」はがき

所得税の還付を受ける場合

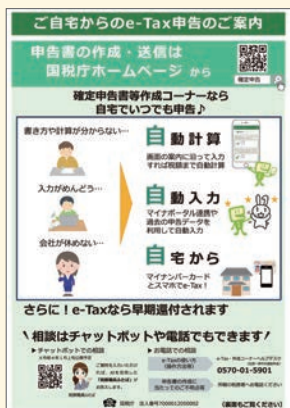
「源泉徴収票」、「各種領収書など」の原本の提示による確認が義務付けられています。ない場合は還付が受けられませんので必ず事業所などから交付を受けてから申告相談にお越しください。

所得税の還付金は口座振込になりますので、還付先として指定する金融機関の口座がわかるものを用意してください。

e-Taxをぜひご利用ください！



国税庁と仙北市では、申告相談の手続きを効率的に行えるよう「e-Tax（電子申告）」の利用を推進しています。申告する方の利便性向上、さらには新型コロナウイルス感染症予防対策の観点からも、ぜひご利用ください。



01 簡単に作成！

自宅でパソコン・スマートフォンを利用し、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で、確定申告書や決算書・収支内訳書を作成できます。

①マイナンバーカード方式：マイナンバーカードのほかに、マイナンバーカード読取対応のスマートフォンまたはICカードリーダーを利用する方法

②ID・パスワード方式：税務署で発行されたID・パスワード方式の届出完了通知を利用する方法

02 電子で送信！

申告内容を電子で送信できるため、記名押印や添付書類の税務署への提出省略（提出が必要な場合もあります）、作業時間短縮、所得税還付金の早期還付など、一連の手続きを格段に早く終わらせることができます。

03 印刷して郵送で提出も！

作成した申告書を紙に出力して、税務署に郵送することもできます。

詳しくは国税庁ホームページ（<https://www.e-tax.go.jp/>）を正確に確認ください。



令和4年市県民税 申告相談 日程表 ▶ 2月4日(金)～3月15日(火)

❗ お願い 今年も、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、1日の申告相談受付人数に制限を設け、対象地区ごとに日数・人数を調整していますので極力お住まいの地区相談会場で申告をお願いします。

	日	月	火	水	木	金	土
受付日時	3月		1 8:45 から 16:00 まで	2 8:45 から 16:00 まで	3 8:45 から 16:00 まで	4 8:45 から 16:00 まで	5 実施しません
対象地区			西明寺・中川地区全域	西明寺・白岩地区全域		雲沢地区全域	
相談会場			角館交流センター	角館交流センター		角館交流センター	
午前制限人数			90人	90人	95人	95人	
午後制限人数			90人	90人	85人	85人	
受付日時	6 実施しません	7 8:45 から 16:00 まで	8 8:45 から 16:00 まで	9 8:45 から 16:00 まで	10 8:45 から 16:00 まで	11 8:45 から 16:00 まで	12 実施しません
対象地区		雲沢地区全域	角館町内全域				
相談会場		角館交流センター	角館交流センター				
午前制限人数		95人	95人	95人	95人	95人	
午後制限人数		85人	85人	85人	85人	85人	
受付日時	13 8:45 から 16:00 まで	14 8:45 から 16:00 まで	15 8:45 から 16:00 まで	16	17	18	19
対象地区	角館町内全域						
相談会場	角館交流センター						
午前制限人数	125人	80人	80人				
午後制限人数	105人	70人	70人				

	日	月	火	水	木	金	土
受付日時	2月		1	2	3	4 8:45 から 15:00 まで	5 実施しません
対象地区						田沢地区全域	
相談会場						田沢交流センター	
午前制限人数						70人	
午後制限人数						50人	
受付日時	6 8:45 から 16:00 まで	7 8:45 から 16:00 まで	8 8:45 から 16:00 まで	9 8:45 から 16:00 まで	10 8:45 から 11:45 まで	11 実施しません	12 実施しません
対象地区	生保内地区全域						
相談会場	田沢湖総合開発センター						
午前制限人数	120人	120人	80人	80人	60人		
午後制限人数	110人	110人	65人	65人	—		
受付日時	13 実施しません	14 8:45 から 16:00 まで	15 8:45 から 16:00 まで	16 8:45 から 16:00 まで	17 8:45 から 11:45 まで	18 9:00 から 15:00 まで	19 実施しません
対象地区		神代地区全域				上桧木内地区全域	
相談会場		神代就業改善センター				紙風船館	
午前制限人数		85人	85人	85人	70人	60人	
午後制限人数		75人	75人	75人	—	40人	
受付日時	20 実施しません	21 9:00 から 16:00 まで	22 9:00 から 11:45 まで	23 実施しません	24 8:45 から 16:00 まで	25 8:45 から 16:00 まで	26 実施しません
対象地区		桧木内地区全域			西明寺地区全域		
相談会場		桧木内地区公民館			西木総合開発センター		
午前制限人数		75人	70人		100人	100人	
午後制限人数		65人	—		85人	85人	
受付日時	27 実施しません	28 8:45 から 11:45 まで					
対象地区		西明寺地区全域					
相談会場		西木総合開発センター					
午前制限人数		90人					
午後制限人数		—					

今年も新型コロナウイルス感染症対策を行います

- 会場の「密閉」、「密集」、「密接」を防ぎ、申告する方を分散化し、ほかの人との距離を確保するため、1日あたりの申告相談受付人数に制限を設けます。なお、制限人数に達した場合は、後日再来場をお願いします。
- 来場される方は、原則マスクを着用し、非接触型体温計での検温、手指アルコール消毒をお願いします。
※発熱症状がある方は入場をお断りします。
また、感染予防が困難な状況となった場合、申告相談を中止し、会場を閉鎖することがあります。
- 待合室の待合人数を最少人数とするため、車で来場した方については車での待機をお願いすることがあります。



番号札を配布します

8時15分から番号札を配布します。「午前の部」の番号札がなくなり次第、「午後の部」の番号札を配布します。
※先着順で配布することをご了承ください。
※正午から13時までは申告相談を実施しません。

